

議会議案第3号

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例を制定するについて

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに宇治市議会会議規則第14条第2項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月28日提出

提出者 宇治市議会議会運営委員会
委員長 宮本 繁夫

宇治市議会議長 松 峯 茂 様

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年宇治市議会
条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「
第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表以外の部分中「及び第２９条」を削り、同項
の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項におい
て」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、」を「若しくは報
酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「こ
の章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項各号列記以外の部分中「この章において」を削る
。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項各号列記以外の部分中「この章において」を削り
、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め
る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３
条から第５５条までの規定は令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例
による。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。